政党支部による選挙区内の有権者への寄附行為禁止を求める意見書

平成28年５月、国会議員による、有権者への花代や香典といった寄附行為に関する収支報告書修正の問題をきっかけに、政党支部による、寄附行為自体の問題が取り上げられている。

公職選挙法第199条の２では、原則として公職の候補者や公職者等や後援団体による寄附を禁止している。総務省のホームページにおいても、政治家が選挙区内の人に寄附を行うことは、名義のいかんを問わず特定の場合を除いて一切禁止されるとあり、花代や香典料の支出禁止を例示している。しかし、政党支部であれば、公職選挙法上抵触がなく、禁止されないという見解が一部政党から示されたことで、通常の寄附と何が違うのか、国民には全く理解できない状況となっている。

一般論として、政党支部は、候補者等の関係以外の政治活動も考えられ、後援団体には当たらず原則禁止されていないと解される。他方、公職選挙法第199条の３では、政党支部による寄附は、候補者本人の氏名を表示し、または氏名が類推されるような方法による場合のみ禁止されている。

しかし、各政党支部の議員や政治家は通例１名であり、名前の有無にかかわらず、実質的に候補者がわかるため、この条文は機能せず、お金のかかる政治活動につながっている。この問題が解決されないと、一国民が意を決し、新たに無所属や新設の政治団体で選挙に臨むに当たって政治活動をする際、一切の寄附を禁じられるにもかかわらず、既存の政党支部の支部長についてはその肩書を持って、有権者への寄附行為が許されることになる。

被選挙権は、主権者である国民の重要な権利である。このような既存の政党支部に優位に働き、国民の参政権に大きな影響を及ぼす制度上の取り扱いの違いについては、法改正による早急な解決が必要である。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、公職選挙法を改正し、政党支部による選挙区内の有権者への寄附行為を禁止するよう求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成28年６月30日

三鷹市議会議長　後　藤　貴　光